

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和3年12月6日（月）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年12月6日(月)午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

(1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について

(4) 議案第4号 中間管理機構事業(農地利用集積計画)について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男

2番 上田 誠也

3番 前田 洋一

4番 相馬 安伸

5番 眞弓 一保

6番 青木 積

7番 東 慶子

8番 大竹 美鈴

9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(7人)

2番 山川 登

3番 阪田 典人

5番 原 正輝

6番 相馬 和幸

7番 高木 浩義

8番 西岡 信幸

9番 相馬 竜介

(2) 欠席委員(2人)

1番 岩下久美夫

4番 坂本 孝則

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 荒木 博光

事務局職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和3年度第9回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中7名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしく申し上げます。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員に申し上げます。

本日の会議書記に事務局の荒木係長を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いいたします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっていると

ころであります。
それでは、議案の2ページをご覧ください。
議案第1号 番号1を説明します。

渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。
申請地：原水字中ノ割2503番 及び 2502番
地目：田
面積：合計958㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を11月29日（月）に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。現地調査の際にも、農機具等の所有を確認しております。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も里芋などを作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、17,591㎡を耕作されており、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
願います。

◆ 6 番推進委員 議案第 1 号の番号 1 について、6 番推進委員が説明します。
申請人は長年農業をされており、申請地の南側の農地も自作農地として作付け
されておられます。経験も豊富で農機具等も完備されており特に問題ないと思
いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎ 議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって議案第 1 号 番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意
見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議
題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 農地法第 4 条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。
議案書 3 ページの議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：沖野 1 丁目 5 6 8 0 番 1
地 目：畑
転用面積：3 3 4 m²
転用目的は、個人住宅です。

この議案につきましては、現地調査を 1 1 月 2 9 日 (月) に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6 ~ P 9
をご覧ください。
ご覧のとおり現地は既に砂利敷きとなっており、申請者より始末書の提出があ
っております。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明しま
す。

- 1 立地基準について
農地区分は第 1 種農地と判断しました。
(1 0 ha 以上の広がりがある一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法
令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんで

した。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則許可不要ですが、日常生活に必要な施設で集落に接して設置されるものであり、また都市計画法の集落内開発地域に属しているため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

なお、申請人は現在、農業をされておられますが離農予定であるため農家住宅ではありません。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員である私から補足説明を行います。

◆5番委員

議案第2号の番号1について、5番委員が説明します。

本申請地は、事務局からの説明のとおり、10ha以上の広がりがある一団の農地の一部ではありますが、周辺には菊陽西小学校、かわの内科クリニック、このとり保育園といった公共施設があり、市街化も進んでいる地域です。

また、申請地は既に砂利敷きとなっており、転用行為による周辺への影響は特段ないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和3年11月25日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP11をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が30件、85筆で合計182,691㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業(農用地利用集積計画)に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和3年11月25日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP12からP13をご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社(農地中間管理機構)となっており、案件は6件の9筆で合計面積16,522㎡です。

以上で説明を終わります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時40分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和3年12月6日

会長

議事録署名人

議事録署名人